

介護保険料の改定について（お知らせ）

保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて、3年ごとに基準額が設定されます。

平成30～32年度は、**月額 5,300円（年額63,600円）**に変更となりました。

所得段階	対象者	負担割合	年 額	月平均
第1段階	○生活保護を受けているかた	基準額 ×0.50※	31,800円	2,650円
	○世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けているかた			
	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下のかた			
第2段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が、80万円超120万円以下のかた	基準額 ×0.75	47,700円	3,975円
第3段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が、120万円超のかた	基準額 ×0.75	47,700円	3,975円
第4段階	○世帯に住民税が課税されているかたがいるが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下のかた	基準額 ×0.90	57,240円	4,770円
第5段階	○世帯に住民税が課税されているかたがいるが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超のかた	基準額 ×1.00	基準額 63,600円	5,300円
第6段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満のかた	基準額 ×1.20	76,320円	6,360円
第7段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満のかた	基準額 ×1.30	82,680円	6,890円
第8段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満のかた	基準額 ×1.50	95,400円	7,950円
第9段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上のかた	基準額 ×1.70	108,120円	9,010円

※第1段階は公費による保険料負担軽減により、平成30年度の負担割合は、基準額×0.45、年額28,620円、月平均2,385円となります。

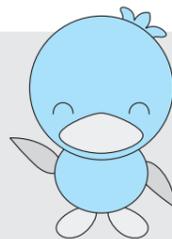
用語の説明

老齢福祉年金

大正5年(1916年)4月1日以前に生まれたかたで、一定の要件を満たしているかたが受給している年金です。

合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります。)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。



介護保険制度改正のお知らせ

4月から変わる内容

介護保険料の改正について

介護保険制度の見直しにより、保険料額が変更になりました。詳しくは次ページをご覧ください。



利用者負担金助成事業の助成割合が変わりました。

介護認定を受け居宅で介護サービスを利用しているかたで、町民税非課税のかたに、助成割合により利用料の一部を助成しています。

このたび、4月サービス利用分から、下記のとおり一部助成の割合が変更になりました。

既に平成29年度に利用者負担金助成受給資格認定を受けたかたおよび平成30年4月1日以降に受給資格認定を受けるかたが対象になります。

また、随時、利用者負担金助成の新規申請を受け付けています。

3月サービス 利用分まで	介護保険料段階	助成割合	4月サービス 利用分から	介護保険料段階	助成割合
	第1段階	50%		第1段階	50%
第2段階	50%	第2段階	25%		
第3段階	25%	第3段階	25%		

8月から変わる内容

介護サービス負担割合が2割のかたのうち、特に所得の高いかたは、3割に変わります。

これまで、合計所得金額が年間160万円以上で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上のかたがサービスを利用した場合は利用者負担割合が2割でしたが、そのうち、合計所得金額が年間220万円以上で、年金収入とその他の所得金額の合計が単身世帯で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上のかたがサービスを利用した場合は、8月サービス利用分から負担割合が3割になります。

高額医療・合算介護制度の限度額が変わります。

1年間(8月～翌年7月)の医療費自己負担額と介護保険サービス費の負担額が一定の限度額を超えたとき、超えた分の費用を支給しています。

現役並み所得があるかたについては、所得区分を細分化し限度額が引き上げになりました。

7月算定分まで		8月算定分から	
所得区分	70歳以上の世帯	所得区分	70歳以上の世帯
現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	67万円	課税所得 690万円以上	212万円
一般	56万円	課税所得 380万円以上	141万円
低所得者Ⅱ(非課税世帯)	31万円	課税所得 145万円以上	67万円
低所得者Ⅰ(非課税世帯)	19万円	一般	56万円
		低所得者Ⅱ(非課税世帯)	31万円
		低所得者Ⅰ(非課税世帯)	19万円

問合せ＝住民福祉健康課 保険年金係 ☎76-1366